



労働局・労働基準監督署・国土交通省が合同で 「本明川ダム建設工事現場」の安全パトロールを実施しました。

| | |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施日時 | 令和7年12月8日（月） 13時30分～ |
| 場所 | 長崎県諫早市富川町洞仙地先 長崎県諫早市本野町242-2（現場事務所） |
| 工事名 | 本明川ダム建設（一期）工事 |
| 施工業者 | 大成・熊谷・西海特定建設工事共同企業体 |
| 内容 | 長崎労働局（局長 倉永圭介）は、令和7年における労働災害による死傷者が増加していることから、建設業年末年始労働災害防止強調期間（令和7年12月1日～令和8年1月15日）中に、諫早労働基準監督署及び国土交通省九州地方整備局本明川ダム工事事務所（発注者）と連携の上、本明川ダム建設工事現場の合同安全パトロールを実施し、更なる労働災害防止とその気運の醸成に取り組みました。 |

令和7年10月末時点の長崎県内の労働災害による死傷者数（新型コロナ関連を除く）は、1,269人であり、前年同期比で14人増加しており、労働災害による死亡者数については、全産業で12人であり、前年の6人と比べると倍増しています。また、死亡災害のうち4件（前年同期比3件増）が建設業で発生しており、大変憂慮すべき状況です。



建設工事現場においては、年末年始のあわただしい時期を迎える中で、工事の輻輳等による労働災害の発生が懸念され、より一層の労働災害防止に向けた取り組みが重要になります。

こうした状況を踏まえ、労働災害防止とその気運の醸成のため、長崎労働局（局長：倉永圭介）は、建設業年末年始労働災害防止強調期間（令和7年12月1日～令和8年1月15日）中の令和7年12月8日に、諫早労働基準監督署（署長：佐々木 博史）と発注者である国土交通省九州地方整備局本明川ダム工事事務所と連携の上、本明川ダム建設工事現場の合同パトロールを実施しました。

パトロールの告知



本工事は、本明川流域における防災対策としてのダムを建設する現場であり、パトロール当日は、ダム建設予定地付近の地盤改良工事や法面工事などの作業現場を巡視しました。現場巡視では墜落・転落災害防止対策や重機との接触災害防止対策等の状況を確認しました。



現場パトロール後の講評では、長崎労働局長より「年末年始は、労働災害発生のリスクが高まるため、基本的な事項の徹底が重要です。日々の安全活動に取り組み、労働災害の撲滅を目指していただきたいと思います。」と話し、閉会しました。

長崎労働局では、今後も各関係機関と連携し、労働災害撲滅に向けた取組を積極的に行っていきます。

パトロール後の講評

